

栃木県東北地方太平洋沖地震等在宅避難者登録制度要綱

(目的)

第一条 この要綱は、東北地方太平洋沖地震又は福島原子力発電所事故の被災により栃木県内に避難した者について、市町の協力を得ながら登録を行い、当該避難者に対して被災前に居住していた自治体に関する情報の提供等必要な支援の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象)

第二条 この要綱で、「在宅避難者」とは、東北地方太平洋沖地震又は福島原子力発電所事故の被災により栃木県内に避難した者のうち、避難所以外の場所に避難をした者をいう。

(実施機関)

第三条 登録に係る事務は、栃木県災害対策本部事務局が総括する。

2 登録申出の受付及び情報の整理は、各市町が行う。

(登録)

第四条 在宅避難者は、避難場所の所在する市町に、登録を申し出ることができる。

2 登録の有効期限は、平成23年4月1日から7月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(登録の申出等)

第五条 在宅避難者は、登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録を申し出る旨の書類（以下「申出書」という。）を市町に提出するものとする。

- 一 在宅避難者の氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 被災前の住所
- 五 栃木県内における避難場所及び当該場所への連絡先
- 六 その他市町の長が必要と認める事項

2 前項の申出をした者は、第六条第二項の登録の後に前項に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちに申出をした市町に届け出るものとする。

(登録簿の作成、管理)

第六条 市町は、前条の申出があったときは、定期的にとりまとめた上で、申出書の写しを県に送付し、併せて必要な事項を県に報告するものとする。

2 県は、前項の報告があったときは、申出をした在宅避難者（以下「登録者」という。）を登録し、栃木県在宅避難者登録簿（以下「登録簿」という。）を作成するものとする。

3 市町は、前条第2項の届出があったときは、県に報告するものとする。

4 県は、前項の報告があったときは、当該報告に係る事項について登録簿を更新するものとする。

5 県は、登録簿を作成又は更新したときは、登録者が居住する避難場所が所在する市町にその写しを送付するものとする。

(登録簿の使用)

第七条 県は、次に掲げる目的で登録簿を使用する。

- 一 登録者に必要な情報提供を行うため
- 二 登録者が被災前に居住していた県に登録者の情報を提供するため
- 三 その他必要となる支援をするため

2 市町は、次に掲げる目的で登録簿を使用する。

- 一 登録者に必要な情報提供を行うため
- 二 登録者が被災前に居住していた自治体等に登録者の情報を提供するため
- 三 その他必要となる支援をするため

3 県及び市町は、前2項以外の目的に登録簿を使用してはならない。

(登録手続きの周知)

第八条 県及び市町は、次に掲げる方法により、避難者に登録に係る手続きを周知するものとする。

- 一 ホームページ
- 二 広報誌
- 三 避難所に掲げる公示
- 四 県及び市町の関係部局等による周知
- 五 その他必要な方法

(委任)

第九条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成23年3月30日から施行する。